

特定事業所集中減算に係るQ & A

《書類提出関係》

①判定結果が80%を超えた場合で、正当な理由がある場合でも、書類提出は必要か？

→ 必要です。さらに、提出書類は事業所において、5年間保存する必要があります。

なお、判定結果が80%を超えない場合は、提出は不要ですが、判定様式及び計算根拠等の資料は、事業所において5年間保存する必要があります。

②現在、事業を休止中であるが、判定をする必要があるのか。

→ 判定の必要はありません。

③1年前から事業を休止して平成30年12月から再開したが、判定をする必要があるのか。

(平成30年後期の場合)

→ 判定の必要はありません。

判定期間である30年9月～31年2月中に休止、再開をされた事業所は判定の必要はありません。

④30年12月に新規指定を受けたが判定をする必要があるのか。(30年後期の場合)

→ 判定の必要はありません。

判定期間である30年9月～31年2月中に新規指定された事業所は判定の必要はありません。

《紹介率最高法人の判定について》

①「紹介率最高法人」は、事業所単位で考えるのか？

→ 法人単位で考えます。

例えば、紹介率最高法人を算定する際、A法人が訪問介護事業所を2カ所運営している場合、2カ所の訪問介護事業所のうち、どちらか1つでもプランに位置づけられていれば、その法人のプランとして位置づけます。

《特定事業所集中減算に係る判定について》

①「居宅サービス計画数」には、要支援者の介護予防サービス計画数を含むのか？

→ 含めません。ただし、経過的要介護者のサービス計画数は含みます。

②居宅サービス計画（ケアプラン）を作成したが、入院等によりサービスを利用しなかった場合の取扱い？

→ 「居宅サービス計画数」には含めません。

ただし、例えば、2種類のサービスを計画し、1種類しかサービスを実施しなかった場合には、「居宅サービス計画数」と「実施したサービスの計画数」にそれぞれ1件としてカウントしてください。

③給付管理を月遅れで行った場合は、何月分の件数として算定すればよいのか。

→ サービス提供を行った月の件数としてカウントしてください。

④月途中で居宅介護支援事業所が変更となった場合の取扱い？

→ 変更前・後のそれぞれの居宅介護支援事業所のケアプランに基づいてサービスが実施されていれば、それぞれについて件数をカウントします。

例えば、月途中でA居宅介護支援事業所からB居宅介護支援事業所に変更した場合、どちらの事業所でもプランに基づくサービス提供がなされていれば、「居宅サービス計画数」は、A、Bそれぞれ1件ずつカウントする。また、A、Bそれぞれで訪問介護が位置づけられていれば、同じように「訪問介護を位置づけたプラン」として、それぞれの事業所で1件としてカウントする。

⑤1人の利用者に対して、訪問介護を複数の事業所が提供しよう計画された場合の取扱い？

→ 以下のように、場合分けをして考えます。

I. 訪問介護を提供する複数の事業所が、それぞれ違う法人によって運営されている場合
「訪問介護を位置づけた居宅サービス計画数」は「1」としてカウントし、法人ごとの計画数には、それぞれの法人に「1」をカウントする。

例)9月に訪問介護で利用者②が法人Bと法人Cの事業所を利用

9月	法人A	法人B	法人C	訪問介護のプラン
利用者①	1			1
利用者②		1	1	1

※1人の利用者が複数の法人からサービスを受けている場合でも、計画数は「1」となります。

II. 訪問介護を提供する複数の事業所が、全て同じ法人によって運営されている場合
「訪問介護を位置づけた居宅サービス計画数」は「1」としてカウントし、法人ごとの計画数も、その法人に「1」としてカウントする。

例)9月に訪問介護で利用者②が法人Aの事業所aと事業所bを利用

9月	法人A		法人B	訪問介護のプラン(分母)
	事業所a	事業所b	事業所c	
利用者①			1	1
利用者②	1			1

※計画数はそれぞれ「1」となります。

《正当な理由について》

① 対象サービスを位置づけた1月あたりの平均ケアプラン数が10件以下の事業所」は、正当な理由に該当するとなっているが、例えば訪問介護を位置づけたプランが10件以下であれば、通所介護や福祉用具貸与など他サービスのケアプランが11件以上あり、算定で80%を超えても減算の対象にはならないのか？

→ 正当な理由がなく80%を超えているサービスが1つでもある場合は、全ての利用者に対して減算が適用されます。

② 「居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域内において、対象サービスが各サービスごとでみた場合に、事業所数が5事業所未満である事業所」の考え方は？

→ 居宅介護支援事業所が運営規程に定める通常の事業実施地域で判断します。

なお、「運営規程に定める通常の事業実施地域」は市町村または平成の大合併前の旧市町村単位とし、利用者の90%以上が、その地域内に所在している必要があります。

通常の事業実施地域について、利用者の実態と適合していない場合は、見直しを検討する必要があります。

※運営規程に定める通常の事業実施地域

例1：「鹿児島市」の場合・・・鹿児島市内で5事業所未満かを判断します。

例2：「鹿児島市及び姶良市（旧蒲生町に限る）」の場合・・・

鹿児島市及び旧蒲生町内で5事業所未満かを判断します。

例3：「鹿児島市（旧喜入町に限る）」の場合・・・旧喜入町内で5事業所未満かを判断します。

③ 「居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域内において、対象サービスが各サービスごとでみた場合に、事業所数が5事業所未満である事業所」について、みなし指定の事業所も含まれるのか？

→ みなし指定の事業所についても、介護給付費の請求実績がある事業所は対象にカウントします。事業実施地域ごとのみなし指定事業所数については個別にお問い合わせください。